平成２９年（フ）第３５号
新潟市中央区下大川前通２ノ町2160番地３
新寿ビル９階、前住所新潟県燕市富永124番地１　メゾン・ド・ルネ203号
債務者　安田　有郁
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１号
岐阜市早田東町４丁目26番地　（レジオン東町　302号室）
債務者　藤田　安子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
岐阜市若杉町13番地１　（高齢者住宅センジュ）、前住所岐阜市桜通３丁目16番地４（伊藤ビル　１ＦＤ号室）
債務者　髙木　勝子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５９号
愛知県一宮市多加木５丁目２番５号
債務者　田原　　拓
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３０号
兵庫県姫路市網干区大江島696番地２
債務者　高垣佐由美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５０号
兵庫県姫路市大津区平松300番地１
債務者　混真タイヤこと　山本　真樹
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６４号
兵庫県姫路市山吹２丁目15番26―102号　グリーンヒルズ山吹、従前の住所兵庫県姫路市神屋町２丁目31番地　しらさぎハイツ103号
債務者　島津　弓子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３４４号
奈良県大和郡山市小泉町749番地４
債務者　岩崎　明美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４０２号
奈良県桜井市大字川合87番地の５
債務者　田中　陽一
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４０３号
奈良県桜井市大字川合87番地の５
債務者　田中　未来
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３号
岡山県津山市院庄1255番地７
債務者　厨子佳須美（旧姓柿元）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３６号
広島市西区南観音２丁目５番24―202号
債務者　田代　　健
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
広島市西区南観音２丁目５番24―202号
債務者　田代真由美（旧姓三鬼）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
広島市西区南観音町19番22―302号
債務者　砂田　敏美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目２番15―10号202号室
債務者　山口　義信
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目２番15―10号202号室
債務者　山口　由美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１０号
広島市東区戸坂千足２丁目９番33―604号
債務者　金井マユミ
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部